

関西防災・減災プラン（総則及び地震・津波災害対策編）改訂案の主な変更点

1 第1回計画策定委員会等での意見を踏まえた変更点（中間案への反映事項）

番号	意見区分	意見	ページ	プラン改訂案への対応（案）
1	第1回計画策定委員会	実効性が高い計画にしておく必要がある。 これが実際に運用されるためには、各自治体が地域防災計画を改定するときに、このプランを踏まえ、修正する必要がある。	総則編 P1 地震・津波編 P13	「Ⅰプランの趣旨」の「1 策定の目的」において、「構成府県及び政令市（以下「構成団体」という。）は、本プランと各構成団体の地域防災計画との整合性に十分留意し、このプランの実効性を確保する。」こと及び「構成府県は、管内市町村に対して、本プランを応援・受援体制のモデルとして活用するよう働きかけることにより、関西全体の大規模広域災害への対応力の向上を図る。」ことを追記 また、「Ⅱ災害への備え」の「1 関係機関・団体等との平常時からの連携」において、「各構成府県は、管内市町村に対して、本プランとの整合性の確保を働きかける。」ことを追記
2		- 訓練については、大がかりな初動訓練にとどまらず、このマニュアルのこの部分を検証するための訓練です、というものを明確にしながら行うべき - 訓練とか検証を通じて、府県や市町村を巻き込みながら、計画を下から作りあげていく作業を同時にしていくと、PDCAがこの計画の中で生きていく。	総則編 P2	「Ⅰプランの趣旨」の「4 計画の見直し」において、「プランの見直しにあたっては、想定場面を明確にした訓練を実施し、その検証結果を計画見直しに反映するなどPDCAサイクルにより、この計画の効果や実効性の確保を図る。」ことを明記
3	広域連合 議会全員 協議会	複合災害への対応について、プランの中に盛り込んでほしい。	総則編 P6	「Ⅱ対象とする災害」において、「複合災害が発生する可能性もあることから、広域連合及び各構成団体は、プランの各災害対策編及び関西広域応援・受援実施要綱に基づき、要員・資機材の投入や応援要請などについて総合的に調整を行う。」ことを追記 あわせて、複合災害の例を明記

番号	意見区分	意見	ページ	プラン改訂案への対応（案）
8	第1回計画策定委員会	応援に行くタイミングの基準を事前に決めておく必要がある。事前に、みんなが理解できるような基準を設けておかないと混乱する。住民の理解や被災市町村の理解がないと。こうなるという情報があるのとないのでは、全然違う。	地震・津波編 P40	「2 応援・受援シナリオ」において、「広域連合は、被災地の被害状況に応じ、原則として、現地支援本部・現地連絡所を発災後概ね3日以内に設置し、応急対応期（発災後概ね4日目から）以降に本格的な被災地支援を行う」ことを追記
9		市町村が被災により、物資を受け取ることができないときに、都道府県がその機能を代替する必要	地震・津波編 P48	「2-3 救援物資の需給調整」の「(1)被災府県の対応 ③物資集積・配送拠点の開設・運営」において、「被災市町村の二次物資拠点が被災により機能しない場合は、被災府県は、代替施設の確保や、一次物資拠点から避難所へ直接救援物資を届けるなど二次物資拠点機能の代替に努める。」ことを追記
10		広域連合として、応援品目を事前に絞り込んでおく必要がある。	地震・津波編 P48	「2-3 救援物資の需給調整」の「(2)広域連合・応援府県の対応」において、「関西広域連合において調整を行う救援物資については、概ね下記の表に記載にあるもの（緊急対応期 15 品目、応急対応期 20 品目）を基本とすることを追記
11		専門性のあるボランティアが必要である。府県でボランティアコーディネートをして、それから送るという方法も考えてもいいのではと思う。	地震・津波編 P58	「2-6 ボランティアの活動促進」の「(3)応援府県の対応 ②府県民のボランティア活動の促進」において、応援府県は、被災府県と協議し、専門的なボランティアなど被災地で求められるボランティアを募集・派遣するよう努めることを追記

2 関西防災・減災プラン中間案からの変更点

番号	意見区分	意見	ページ	プラン改訂案への対応（案）
1	広域連合 議会防災 医療常任 委員会	奈良県山添村に八尾空港を離陸したプライベートジェットが墜落したことも踏まえ、航空機事故への対応も検討してもらいたい。	総則編 P6	「Ⅱ対象とする災害」で「…航空機事故等の大規模事故災害、大規模テロ等の危機管理事案など広域的な対応が必要とされる災害については、プラン（総則及び地震・津波災害対策編）及び関西広域応援・受援実施要綱に準じて対応する」ことを明記
2	パブリック コメント	家庭での減災の取組、事業所での減災の取組を普及啓発するとなっているが、それ以外に地域コミュニティでの減災の取組も普及啓発すべき	地震・ 津波編 P24	「地域コミュニティでの減災の取組」という新たな普及啓発項目を立て、「自分たちの地域は自分たちで守る」という阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、自主防災組織等による地域コミュニティレベルでの実践的な防災訓練を実施する。」ことを記載
3	広域連合 議会防災 医療常任 委員会	兵庫県が甚大な災害に見舞われたとき、広域連合災害対策本部長を副本部長が代理することを明記すべき	地震・ 津波編 P30	「災害対策本部の設置」において、「広域連合長の所属する構成団体が甚大な被害を受け、広域防災局の応援・受援調整業務を遂行することができない場合には、広域連合長は他の広域連合委員の所属する団体に応援・受援調整業務の代行を依頼することができる。」ことを追記
4		熊本地震でも課題となった、避難所で女性スペース、子供の遊び場確保、ペット同行避難場所確保も検討してほしい。	地震・ 津波編 P40	「2 応援・受援シナリオの＜被災者の生活状況の変化と必要な対応＞」において、「家庭動物同行避難者及び子供のいる家族等への配慮」について明記
5		避難所運営において、防災士の活用を検討してはどうか。	地震・ 津波編 P41	「2 応援・受援シナリオの＜被災者の生活状況の変化と必要な対応＞」において、「避難所運営での防災士等との協力連携」を追記
6		災害発生初動期の情報収集では、市町から情報がなかなか入らない。災害発生直後先遣隊の派遣をずとしてしているが、平時から市町から県への被災状況の報告を徹底しておくべき	地震・ 津波編 P46	先遣隊派遣以外に「SNS 等様々な情報手段を活用して被災地の状況を情報収集」することを追記
7		ボランティアの全国組織との連携はプランに盛り込まないのか。	地震・ 津波編 P58	「③災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明」において、被災府県は社会福祉協議会、NPO、企業、生活協同組合の連携先に加え、全国ボランティア組織等を追記